

事 務 連 絡
平成 23 年 2 月 15 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

特別訪問看護指示書の交付について

最近、愛知県、岐阜県で在宅医療（特に、経管栄養）を要する要介護者だけを入居させるアパートにおいて、医師が一律に訪問看護ステーションに対し、当該入居者の特別訪問看護指示書を交付し、本来であれば介護保険の限度額を超えて自己負担となる費用を医療保険で請求していることが報道されたところです。

特別訪問看護指示書については、医師が診療に基づき、一時的に頻回に訪問看護が必要だと判断した場合に交付すべきものであり、恒常的かつ機械的に交付する場合など、望ましくない場合があるものと考えております。

各地方厚生(支)局におかれましては、このような実態を注視し、同様のケースのおそれがあると考えられる事案を把握されました場合には本省医療課企画法令第一係までご連絡いただくとともに、本事務連絡の内容を各種指導等の機会を捉まえて保険医療機関へ周知する等の対応をよろしくお願いいたします。

なお、本事務連絡については、(社)日本医師会、(社)日本看護協会、(財)日本訪問看護振興財団及び(社)全国訪問看護事業協会にも送付済であることを念のため申し添えます。

